随意契約 (相手方指定) 調書

件名	(仮称) 宮前公園内新尾久図書館基本設計業務等委 No.5100099
工(納)期	平成29年 3月29日
契約締結日	平成28年 9月 6日
契約金額	34,560,000円(消費税込み)

契約相手方	株式会社類設計室 東京事務所	
		(法人番号: 4120001059193)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考	複数単価契約	

契約審査委員会資料

経理課契約係

H28.8.18

業者選定理由書

件 名	(仮称) 宮前公園内新尾久図書館基本設計業務等委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社類設計室 東京事務所 所在地 東京都大田区蒲田五丁目38番3号 蒲田朝日ビルディング 代表者 副社長 阿部 紘
特命理由	本件は、(仮称) 宮前公園内新尾久図書館の基本設計を実施するに当たり、 基本設計業務及敷地測量を委託するものである。 主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機 種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨 の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① プロポーザル方式による委託候補者の選定は、区のホームページでの募集 要領等の掲載を通じて広く参加業者を募り、申し込みのあった13社を対象 に実施しており、競争性は十分に担保されている。また、審査にあたって は、外部委員を含めた評価委員会であらかじめ審査基準を決定しており、選 定の公平性や公正性が担保されている。 ② 選定業者は、提案の作成に当たり、荒川区の施策等を綿密に調査し、 「(仮称) 宮前公園内新尾久図書館の考え方」の意図を的確に理解してい る。さらに、現地調査を重ね、建設予定の公園や周辺環境に配慮するなど、 地域の実態に即した適切かつ具体的な提案が高く評価され、第1次審査、第 2次審査ともに最高得点を取得している。また、本業務の実施体制に係る人 員配置も6社の中で一番多く、安定的かつ確実な業務の履行を期待すること ができる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)